

改正

平成20年12月24日告示第282号

平成23年6月30日告示第177号

令和3年3月3日告示第31号

鈴鹿市公共基準点管理保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の管理保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共基準点 1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であつて、かつ、永久標識を設置したものをいう。
- (2) 測量成果等 法第9条の測量成果及び測量記録をいう。
- (3) 測量標 法第10条第1項の測量標をいう。

(測量成果等の保管及び公開)

第3条 市長は、測量成果等を保管し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(測量成果等の写しの交付等)

第4条 測量成果等の写しの交付を受けようとする者は、測量成果等謄本交付申請書（第1号様式）を市長に提出し、当該写しの交付を受けるものとする。

- 2 測量成果等の写しを受けた者は、前項の申請書に記載した目的以外にその測量成果等を使用してはならない。

(公共基準点の使用)

第5条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（第2号様式）を市長に提出し、公共基準点使用承認書（第3号様式）の交付を受けるものとする。

- 2 公共基準点を使用しようとする者は、前項の承認書を常時携行し、当該職員又は土地所有者等の請求があつた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。
- 3 公共基準点を使用する者が公共基準点について滅失、破損その他異状があることを発見したとき、又は公共基準点を使用した者がその使用を終えたときは、遅滞なくその旨を公共基準点使用報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

(工事施行の届出)

第6条 公共基準点の付近で、次に掲げる工事等を施行しようとする者（以下「工事施行者」という。）は、あらかじめ工事施行届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
 - (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛、重機等までの距離が5メートル以下となる行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等
- 2 市長は、前項の届出書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、次の各号に該当する措置を公共基準点保全通知書（第6号様式）により工事施行者に通知するものとする。この場合において、工事施行者は、市長の通知に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 移転 公共基準点の移設又は成果の修正を行うことをいう。
- (2) 効用の確認 公共基準点に害を及ぼさないかどうかを確認することをいう。
- (3) 支障なし 公共基準点に害を及ぼさなかったことをいう。

(移転)

第7条 工事施行者は、移転の措置の通知を受けた場合、別表第1により公共基準点の機能を回復しなければならない。

- 2 工事施行者は、公共基準点の移転が完了した場合、公共基準点移転完了届出書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事概要
 - (2) 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
 - (4) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
- （効用の確認）

第8条 工事施行者は、効用の確認の措置の通知を受けた場合、工事着手前の引照測量と工事完了後の点検測量との対比により確認を行わなければならない。

2 前項の測量方法及び合否の判定は、別表第2によるものとする。

3 前項の判定で不合格となった場合は、移転の方法により公共基準点の成果の修正を行わなければならない。

4 工事施行者は、公共基準点の保全が完了した場合、公共基準点保全（引照測量・点検測量）完了届出書（第8号様式）及び公共基準点の効用の確認（第8号様式の1）に前条第2項に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（費用の負担）

第9条 工事施行者は、第7条の規定による公共基準点の移転による機能回復に要する費用及び第8条の規定による効用確認のための測量に要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その費用の全部又は一部を市が負担することができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日告示第282号）

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日告示第177号抄）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月3日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

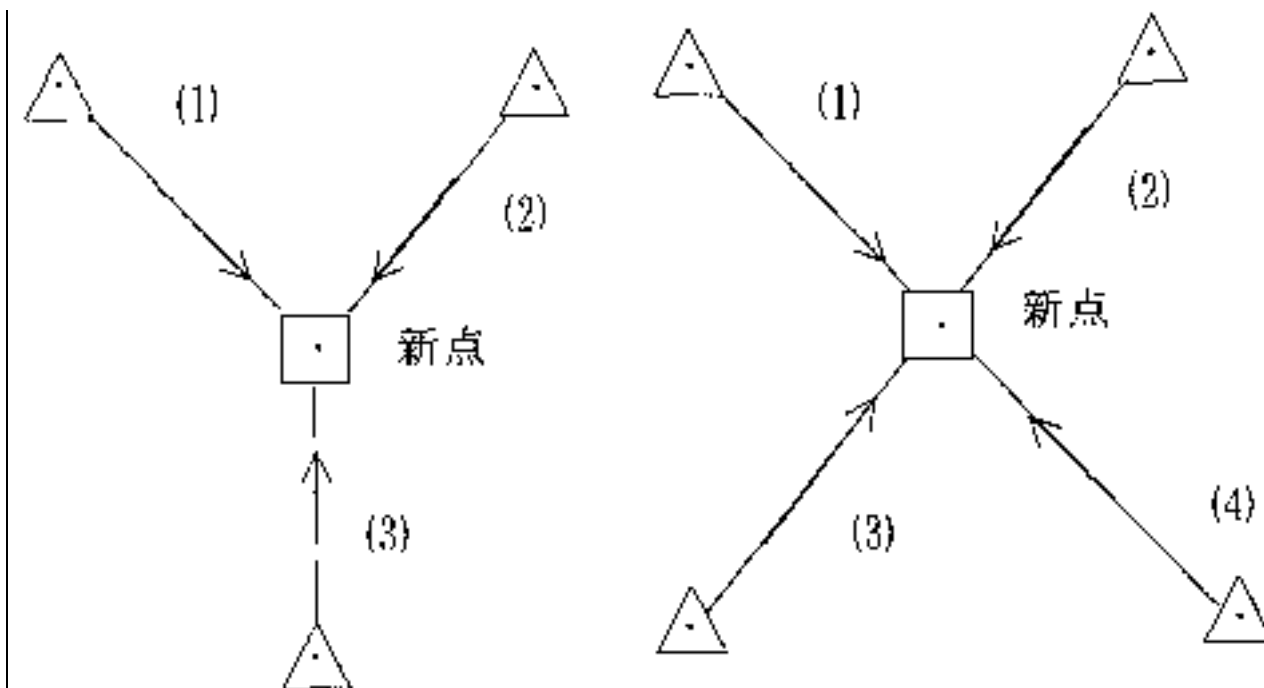
（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前の各告示の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この告示の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

別表第1（第7条関係）

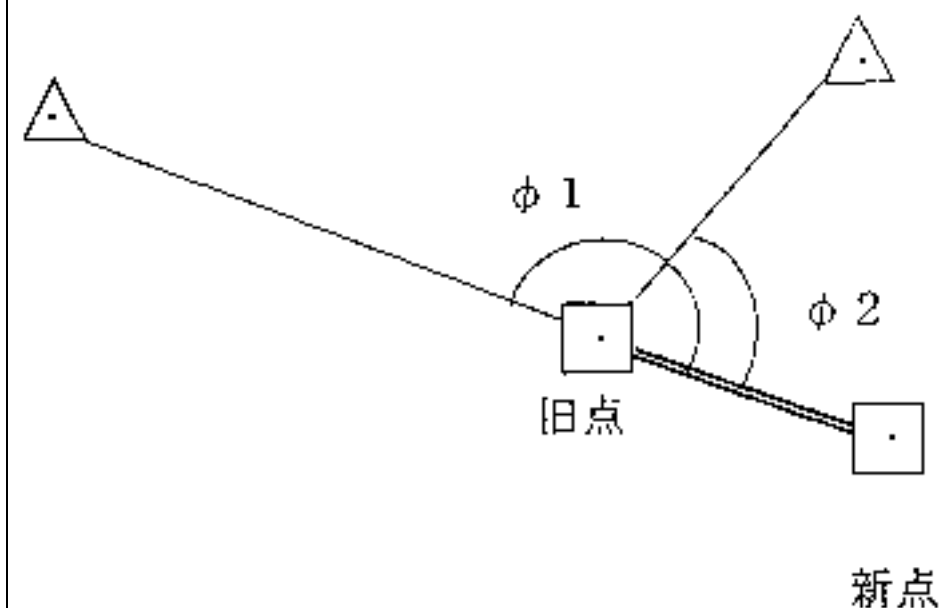
移転に係る測量方法

- | |
|--|
| (1) 1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当程度の基準点を含む。）の場合 |
| ① 公共基準点又は同等以上の基準点を3点以上使用し、三辺測量方式又は多角測量方式により行う。 |
| ② 使用する測量器機及び測量の制限については、鈴鹿市公共測量作業規程に準ずるものとする。 |



(2) 3級基準点（相当程度の基準点を含む。）で基準方向が取れる場合

- ① 2方向からの方向観測と距離による偏心方式により行う。（新点から与点の視通を必ず確保すること。）
- ② 測量の方法等は，鈴鹿市公共測量作業規程を準用する。



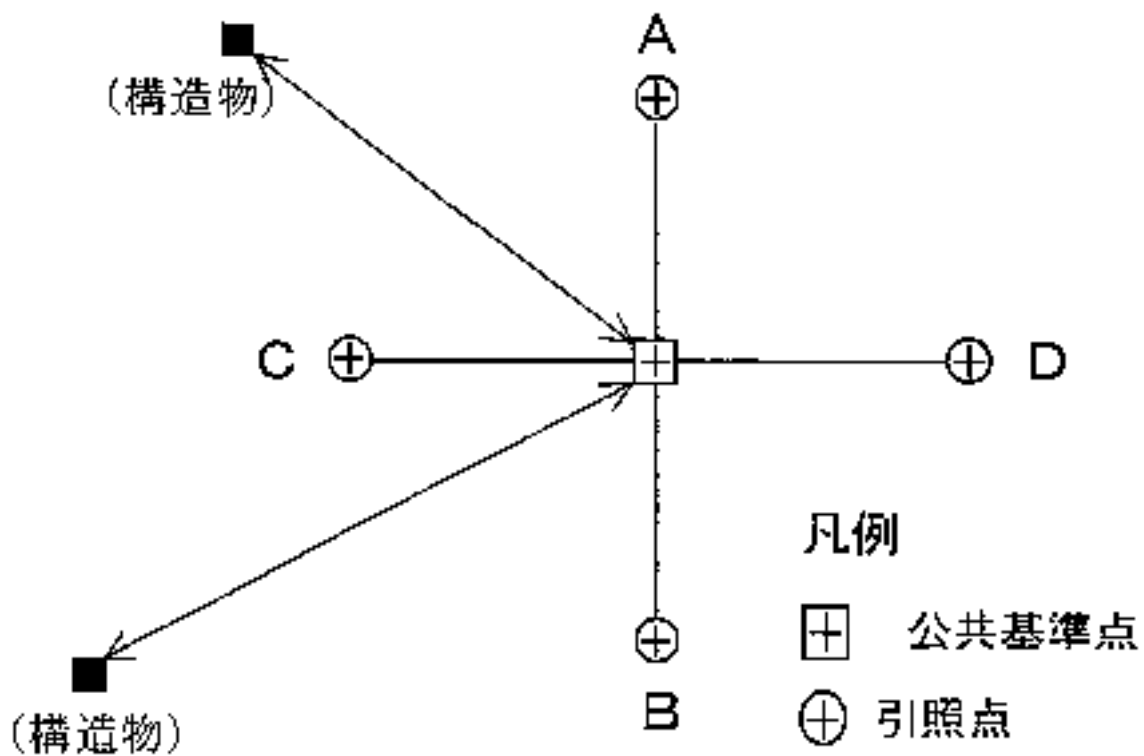
別表第2（第8条関係）

引照による測量方法

項目	作業内容
測量方法	公共基準点から引照点までの距離測定を行う。
引照点の選定	工事による影響を受けない永久構造物及び杭設置による。
引照点数	引照点3点以上で，構造物を2点以上選定する。
観測回数	距離測定は2読定1往復
測量器具	距離測定は，鋼巻尺又は光波測距儀 角観測は，3級トランシット以上の性能を有したもの
合否判定基準値	引照測量（工事施行前）と点検測量（工事施行後）との較差が±5mm以内を合格とし，それを超えた場合は，速やかに成果の修正を行わな

ければならない。

凡例（水系法（X型）と構造物引照法）



- ・ 公共基準点から引照点までの距離……………0.5m以上20m以内
- ・ 公共基準点から構造物までの距離……………0.5m以上30m以内

測量成果等謄本交付申請書

年 月 日

(宛先)

〒
申請者 住 所
氏 名
電 話

鈴鹿市公共基準点管理保全要綱第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり測量成果測量記録の交付を申請します。

記

使 用 目 的					
公共基準点の種別	公 共 基 準 点 番 号 (点 名)	成 果 表	点 の 記	網 図 等	備 考
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
合 計		枚	枚	枚	

記載要領 1 「成果表」、「点の記」、「網図等」の欄には、必要な測量成果等の数量を記載すること。

測量成果等謄本交付申請書（裏面）

公共基準点の種別	公共基準点 番号（点名）	成果表	点の記	網図等	備 考
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
		枚	枚	枚	
合 計		枚	枚	枚	

記載要領 1 「成果表」、「点の記」、「網図等」の欄には、必要な測量成果等の数量を記載すること。

公 共 基 準 点 使 用 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先)

〒
申請者 住 所
氏 名
電 話

鈴鹿市公共基準点管理保全要綱第 5 条第 1 項の規定により鈴鹿市公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

記

使 用 目 的			
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
使 用 す る 公 共 基 準 点		公共基準点の種別	公共基準点番号 （点名）
			使用点数 計 点
測量作業 機 関	名 称		
	作業責任者		
	所 在 地		
	連 絡 先	TEL FAX	
備 考			

公 共 基 準 点 使 用 承 認 書

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付けで申請のありました公共基準点使用承認については、鈴鹿市公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、次の条件を付して承認します。

年 月 日

鈴鹿市長

使 用 目 的			
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
使 用 す る 公 共 基 準 点		公共基準点の種別	公共基準点番号 （点名）
			使用点数 計 点
測量作業 機 関	名 称		
	作業責任者		
	所 在 地		
	連 絡 先	TEL FAX	
承 認 条 件		1 裏面鈴鹿市公共基準点使用条件を遵守すること。 2 使用後は、報告書を提出すること。	

鈴鹿市公共基準点使用条件

- 1 鈴鹿市公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ申請者名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 公共基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに公共基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書を公共基準点管理者に提出すること。
- 8 公共基準点等の使用に際し疑問等がある場合は、担当課と協議すること。

公 共 基 準 点 使 用 報 告 書

年 月 日

(宛先)

〒

報告者 住 所

氏 名

電 話

鈴鹿市公共基準点管理保全要綱第5条第3項の規定により鈴鹿市公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

記

使 用 目 的			
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
使 用 し た 公 共 基 準 点		公共基準点の種別	公共基準点番号 (点名)
			使用点数 計 点
使用承認番号		鈴鹿市指令 第 号	
測量作業 機 関	名 称		
	作業責任者		
	所 在 地		
	連 絡 先	TEL FAX	
使 用 結 果		(故障点, 異常点等の状況を記載)	

(宛先)

申請者 氏名 住所 電話番号

鈴鹿市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により公共基準点の保全処置を確認していただきたいので、下記のとおり届出します。

記

工 事 の 目 的	
工 事 の 場 所	路線名 市道 線 車道・歩道・水路 場 所 鈴鹿市 地先
工 事 の 内 容	構 造 物 名 延長 () m, 幅 () m, 高さ () m 面積 () m ² , 本数 () 本
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで () 日間
道路復旧方法	原状回復 ・ その他 ()
工事の実施方法	直営 施工業者 住 所 ・ 業者名 請負 担当者 連絡先
添 付 書 類	位置図, 構造図 (平面図・縦横断面図・詳細図・面積計算書) 公共基準点 (街区三角点・街区多角点等) と工事箇所的位置関係がわかる図面
備 考	

（担当名 住 所
氏 名
電 話

記載要領

- 1 申請者が法人である場合には、「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「工事の場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 3 「車道・歩道・水路」の欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 4 「工事の内容」の欄には、延長・幅などの数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。ただし、面積が 0.01m^2 より小さくなる場合は、 0.01m^2 とする。
- 5 「工事期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮設、移設等含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。
- 6 「原状回復・その他（ ）」の欄については、原則として原状回復とする。それ以外は、その他（ ）に内容を記載すること。
- 7 「直営・請負」の欄は、該当するものを○で囲むこと。未定の場合には、その旨を記載すること。
- 8 その他必要な事項については、「備考」の欄に記載すること。
- 9 本申請の提出が申請者と異なる場合には、担当名を記入すること。担当名が法人である場合には、「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。

公 共 基 準 点 保 全 通 知 書

住 所

申請者

氏 名

年 月 日付けで届出のありました工事施行届出については、鈴鹿市公共基準点管理保全要綱第6条第2項の規定により、次の条件を付して通知します。

年 月 日

鈴鹿市長

工 事 目 的					
工 事 場 所		路線名	市道	線	車道・歩道・水路
		場 所	鈴鹿市		地先
工事施行 業 者	住 所				
	業 者 名				
	作業責任者				
	連 絡 先	TEL FAX			
使 用 し た 公 共 基 準 点		公共基準点の種別	公共基準点番号 (点名)	使用点数	
				計 点	
措 置		1 移転 2 効用の確認 3 支障なし			
条 件					

- 1 移転とは、公共基準点の移設又は成果の修正を行うことをいう。
- 2 効用の確認とは、公共基準点に害を及ぼさないかどうかを確認することをいう。
- 3 支障なしとは、公共基準点に害を及ぼさなかったことをいう。

公共基準点移転完了届出書

年 月 日

(宛先)

報告者 千住氏 住所 電話

年 月 日 鈴鹿市指令 第 号で通知を受けた公共基準点の移転が完了しましたので、次のとおり届出します。

移 転 し た 公共基準点番号					
工 事 場 所		路線名	市道	線	車道・歩道・水路
		場 所	鈴鹿市		地先
移 転 完 了 日					
工 事 施 行 業 者	住 所				
	業 者 名				
	作業責任者				
	連 絡 先	TEL FAX			
添 付 図 書		1 測量成果一式 2 位置図, 平面図 3 完了写真 4 再設置位置図			
そ の 他					

第 8 号様式（第 8 条関係）

公共基準点保全 引照測量 完了届出書
点検測量

年 月 日

(宛先)

〒
報告者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日 鈴鹿市指令 第 号で通知を受けた公共基準点の保全
(引照測量・点検測量) が完了しましたので、次のとおり届出します。

保 全 し た 公共基準点番号		
工 事 場 所		路線名 市道 線 車道・歩道・水路 場 所 鈴鹿市 地先
保 全 完 了 日		
工 事 施 行 業 者	住 所	
	業 者 名	
	作業責任者	
	連 絡 先	TEL FAX
添 付 図 書		1 位置図 2 測量成果一式 3 完了写真
そ の 他		

第 8 号様式の 1

公共基準点の効用の確認 引照測量・点検測量

	引照測量図		点検測量図
--	-------	--	-------

距離測定

測 点		測 定 値		差
本 点	引照点	引照測量	点検測量	制限±5 mm
No				

本 点 番 号	No.		
種 類 ・ 構 造			
通 知 書 番 号	鈴 土 第 一 号		
	引照測量	点検測量	
工 事 場 所	地 先		
観 測 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
工 事 施 行 者			
測 量 会 社 名			
トランシット番号			
レ ベ ル 番 号			
鋼 巻 尺 番 号			

田 公共基準点

⊕ 引照点